

課名・係名（ 社会福祉課 社会福祉係 ）

個人情報ファイルの名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金事務における給付金対象者管理ファイル	
行政機関等の名称	海田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得者支援及び定額減税補足給付金の給付事務を行うため、対象及び給付状況管理を行う。 （課税状況等の管理・確認、給付対象世帯の洗い出し、世帯毎の給付額の計算、振込先口座の管理、支給予定日、支給状況を管理する。）	
記録項目	1 番号（本人・扶養者・配偶者の個人番号、世帯番号、台帳番号）2 基本情報（抑止設定有無、氏名かな、氏名漢字、続柄、性別、生年月日、住民日、現住所）3 宛名住所（郵便番号、住所）4 その他（本人・扶養者・配偶者の均等割所得割額、租税条約有無、生活保護有無、給付金種別ごとの給付状況（給付日、給付金額））5 振込先口座情報	
記録範囲	全町民及び基準日に海田町在住であった者等、本給付金事務において対象者かどうかを確認する必要がある者 ・対象者においては、給付金の受給者・同一世帯員・給付金額・振込先口座・振込日等の給付に必要な情報を記録する ・給付対象外者については、対象外と判断した情報（課税情報等）のみを記録する	
記録情報の収集方法	本人または代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）、情報提供ネットワークシステム（公的給付支給等口座登録簿関係情報、（海田町で必要な課税情報が不足している場合の）他市町における課税情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（抑止設定の有無）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）海田町総務部総務課	
	（所在地）〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	給付先世帯について、抑止設定の有無について確認するための情報が含まれている。
備 考	